二　所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下事業税について同じ。）及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

［三～八　略］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第七条　政令第三十五条の四の二第三項の規定による申請書の様式は、第十四号の三様式とする。

2　政令第三十五条の四の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十二条の五十七の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二　法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三　政令第三十五条の四の二第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の五十七の三に規定する国税庁長官の通知）

第七条の二　法第七十二条の五十七の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条において同じ。）に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二　前号の申立てが行われた日

三　第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第七十二条の五十七の三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四　その他参考となるべき事項

2　法第七十二条の五十七の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約に規定する申立てをした事業税の納税義務者の氏名、主たる事務所又は事業所の所在地及び個人番号

二　前号の申立てに係る相互協議において政令第三十五条の四の二第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三　その他参考となるべき事項

［新設］

［新設］

二　所得税法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者とされなかつた親族につき法第七十二条の四十九の十二第二項後段の規定の適用を受けようとする者にあつては、同項に規定する青色事業専従者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及びその青色事業専従者に支給した給与の総額

［三～八　同上］